

株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務について

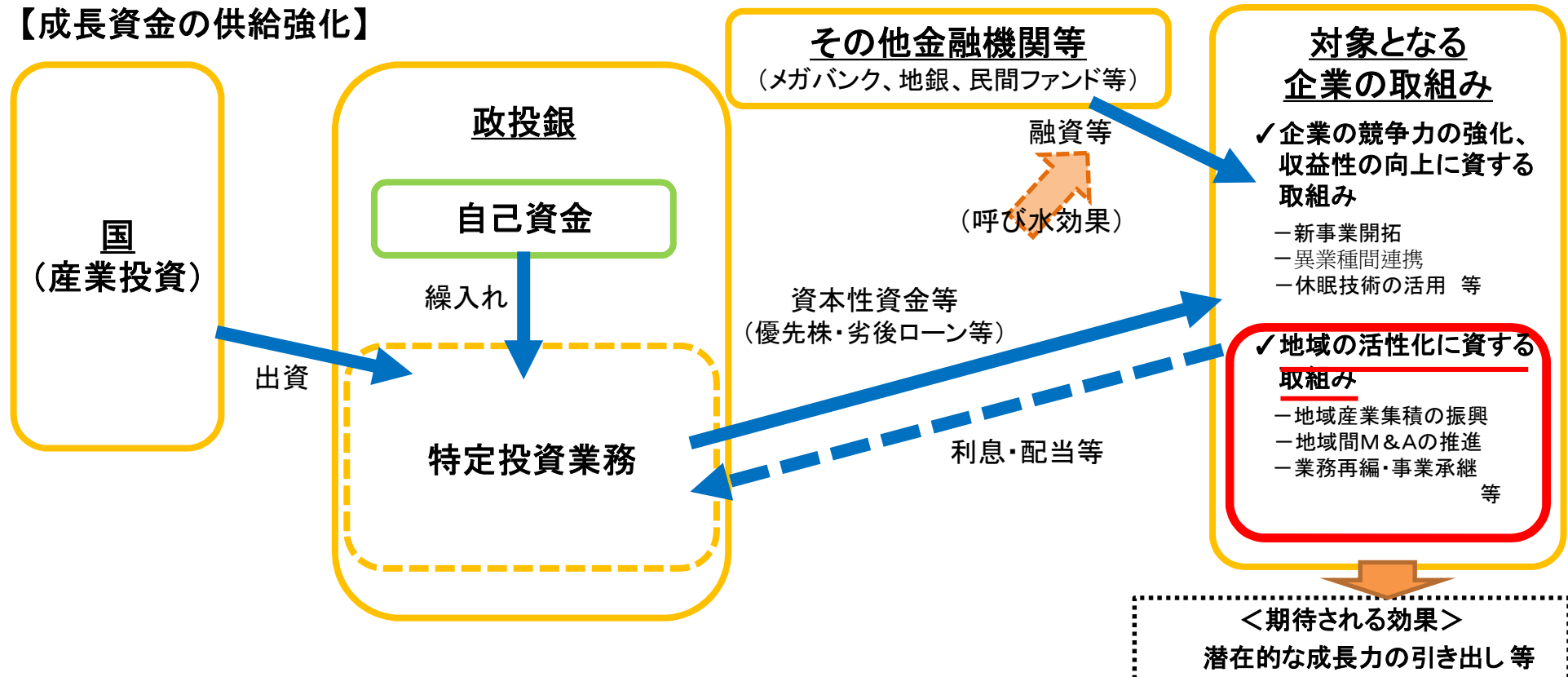
平成27年12月
財務省

日本政策投資銀行による成長資金の供給機能の強化

特定投資業務

- 企業の競争力強化、特に地域活性化等の観点から、政投銀による成長資金(資本性資金等)の供給を時限的・集中的に強化することにより、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を発揮しつつ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組みを支援する。【「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(平成27年5月13日成立)】
 - ・ 政投銀が25年3月に立ち上げた競争力強化ファンドを強化し、法律上「特定投資業務」として位置付けを明確化し、32年度末までの間、政投銀に対する産投出資を可能とする。(27年度予算に650億円(事業規模1,300億円を想定)を計上)
 - ・ 政投銀は、32年度末まで特定投資業務により成長資金の供給を集中的に実施し、37年度末までに同業務による全ての投資資産を処分し、同業務を完了するよう努める。
 - ・ 特定投資業務が完了するまでの間、同業務の適確な実施を確保する観点から、政府に発行済み株式の2分の1以上の保有義務を課す。

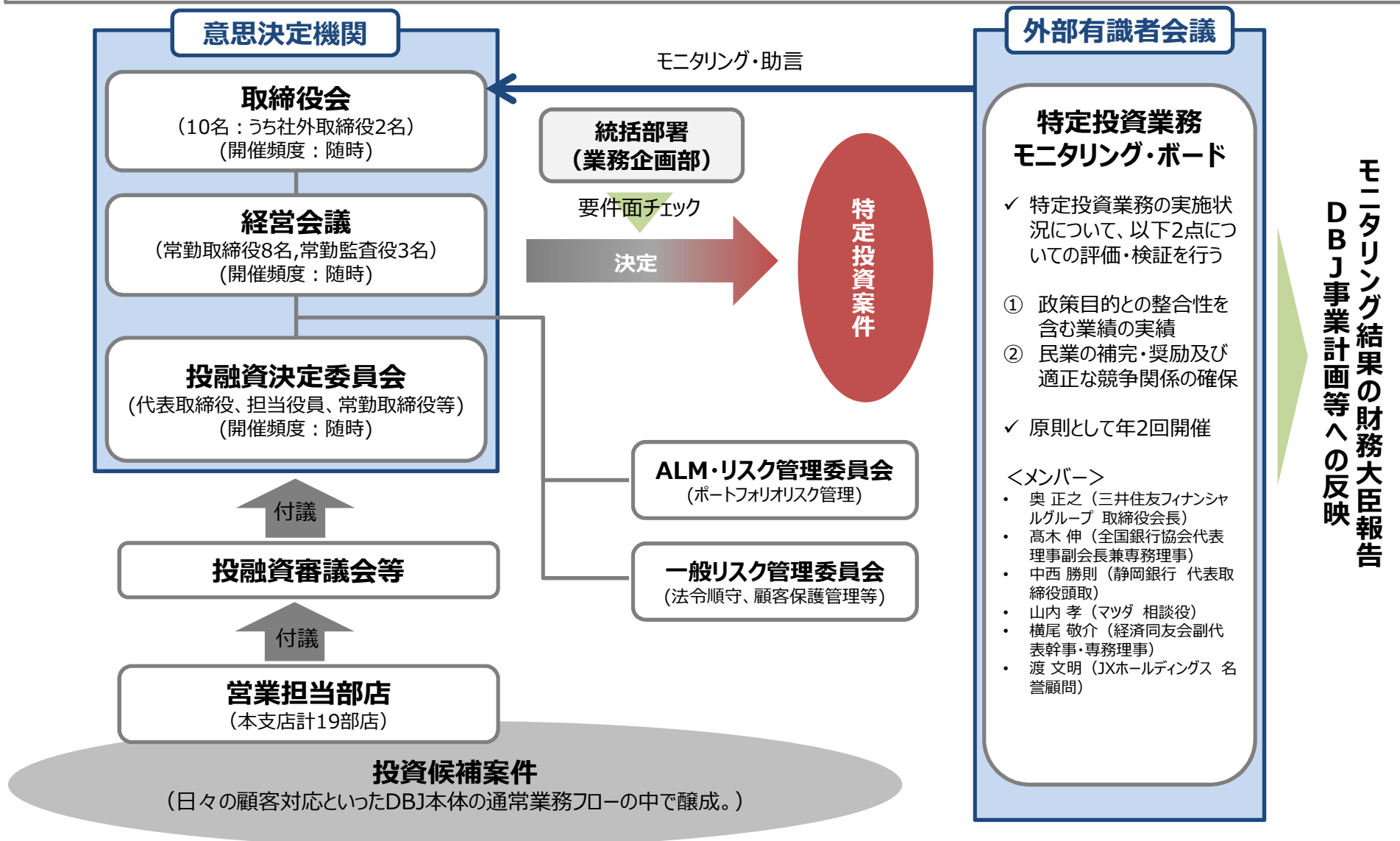
【成長資金の供給強化】



投資決定プロセスについて

特定投資業務

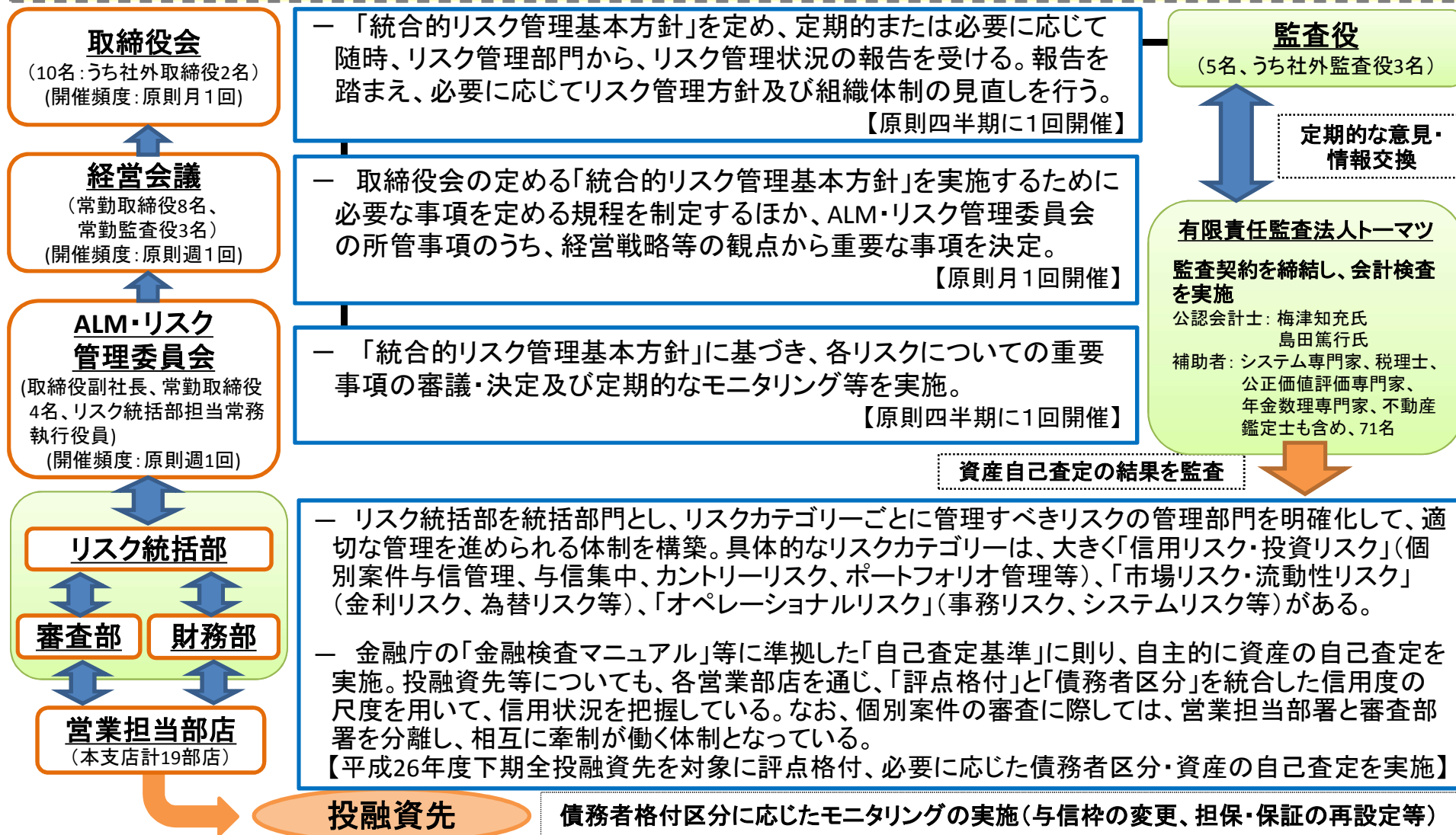
- ✓ 特定投資業務によるリスクマネー供給における投融資決定は、DBJ本体の意思決定プロセスを経た上で、**特定投資業務の要件に合致する案件**を「**特定投資業務案件**」として採択する。
- ✓ また、特定投資業務の実績の評価、実施における民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況に関する監視は取締役会の諮問機関である**特定投資業務モニタリング・ボード**が実施する。



投資決定後のモニタリング、ポートフォリオマネージメント

特定投資業務

特定投資業務は、新たに組織を設立したのではなく、リスクマネー供給のための資金枠であり、案件のモニタリングやポートフォリオマネージメントは、DBJ本体による過去の投融資業務実績をベースとしたリスク管理と一体的に行われている。具体的には、「信用リスク・投資リスク」、「市場リスク・流動性リスク」及び「オペレーショナルリスク」のリスク量を定量的に管理し、各リスクカテゴリー毎にリスクガイドラインを設定して、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするという「統合的リスク管理」を採用している。



— 「統合的リスク管理基本方針」を定め、定期的または必要に応じて随時、リスク管理部門から、リスク管理状況の報告を受ける。報告を踏まえ、必要に応じてリスク管理方針及び組織体制の見直しを行う。
【原則四半期に1回開催】

— 取締役会の定める「統合的リスク管理基本方針」を実施するために必要な事項を定める規程を制定するほか、ALM・リスク管理委員会の所管事項のうち、経営戦略等の観点から重要な事項を決定。
【原則月1回開催】

— 「統合的リスク管理基本方針」に基づき、各リスクについての重要事項の審議・決定及び定期的なモニタリング等を実施。
【原則四半期に1回開催】

— リスク統括部を統括部門とし、リスクカテゴリーごとに管理すべきリスクの管理部門を明確化して、適切な管理を進められる体制を構築。具体的なリスクカテゴリーは、大きく「信用リスク・投資リスク」(個別案件与信管理、与信集中、カントリーリスク、ポートフォリオ管理等)、「市場リスク・流動性リスク」(金利リスク、為替リスク等)、「オペレーショナルリスク」(事務リスク、システムリスク等)がある。

— 金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施。投融資先等についても、各営業部店を通じ、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて、信用状況を把握している。なお、個別案件の審査に際しては、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く体制となっている。
【平成26年度下期全投融資先を対象に評点格付、必要に応じた債務者区分・資産の自己査定を実施】

※ファンドに対して出資を行う場合には、同ファンドの個別投資先の信用状況等も加味したモニタリングを実施している。

<適切なモニタリングの実施>

○財務諸表等の指標に基づくモニタリング基準の設定

投融資先の財務諸表等の指標に基づくモニタリング基準については「債務者格付」を設定。これは取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合して信用度を計るもの。

「評点格付」:業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するもの。

「債務者区分」:一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するもの。必要に応じて取引先等の長期的な経営方針や外部環境等も含めて検証する必要があることから、経営者インタビューや業界動向分析等もあわせて実施している。

○投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報の継続的把握

債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の自己査定も同時に実施し、資産の分類を行い、適時かつ適切な償却・引当等を実施。なお、資産の自己査定については、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した規準に則っており、結果については監査法人による監査も受けるほか、経営陣にも報告がなされる。また、出資先であるファンド等の査定に当たっては、同ファンドの個別投資先の信用状況等も加味して評価する。債務者格付・資産自己査定については、取引先等の半期決算毎に実施（※平成26年度下期も、全取引先等を対象に実施済）。

○EXITの方法・時期の個別案件ごとの取決め

EXITの方法、時期については個別案件ごとに投融資決定のタイミングで付議資料の中に記載し、その後、原則として投融資先の決算期毎に財務計数に基づくモニタリングやEXIT方針の定期的かつ随時の見直しも実施。EXIT手法については、IPO、バイアウト、M&A、株式譲渡等、あらゆる手法を念頭に、最適なものを都度選択している。

<財務諸表等の指標に基づくモニタリング基準の設定及び投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報の継続的把握>



投資決定後のモニタリング、ポートフォリオマネージメント

特定投資業務

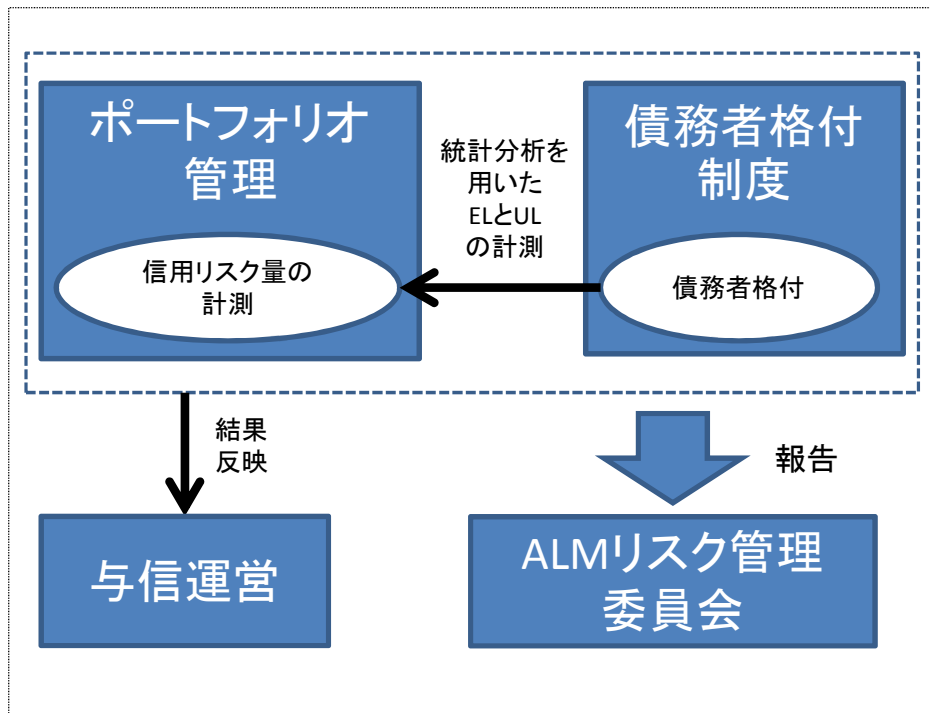
<適切なポートフォリオマネージメント>

特定投資業務は、新たに組織を設立したものではなく、リスクマネー供給のための資金枠であり、ポートフォリオマネージメントについても、DBJ 本体による過去の投融資業務実績をベースとしたリスク管理と一体的に実施している。

投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設定。個別案件の審査に際しては、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く体制となっている。

ポートフォリオ管理に際しては、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測。信用リスク量は、一定与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失(EL: Expected Loss)と、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失(一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた額)であり非期待損失(UL: Unexpected Loss)によって把握され、ULと自己資本の余力を計測、これらの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告、また計測結果を踏まえ、与信運営にも適時適切に反映している。

<ポートフォリオ全体のリスク管理・収益管理の取組>



<平成27年3月末時点におけるDBJの業種別リスク管理債権>

(単位: 億円)	リスク管理債権	エクスポージャー残高
製造業	256	28,699
農業・林業	—	10
漁業	—	5
鉱業・採石業他	0	702
建設業	—	417
電気・ガス等	2	31,353
情報通信業	2	4,216
運輸業、郵便業	145	24,671
卸売・小売業	152	9,697
金融業・保険業	30	5,710
不動産業・物品賃貸業	293	22,948
各種サービス業	138	3,312
地方公共団体	—	163
その他	—	704
合計	1,022	132,613

(注) 特定投資業務はDBJ本体の中に設けられた資金枠であり、同ファンドの案件とDBJ本体の案件を分けてリスク管理しているものではないため、上記表では、DBJ全体の業種別リスク管理債権を掲載している。